

令和4年度 阪急神戸三宮駅周辺地域の環境美化・受動喫煙防止啓発及び清掃業務にかかる 委託事業者の公募要領

1. 趣旨

平成29年12月1日に、阪急神戸三宮駅周辺地域を「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に規定する「路上喫煙禁止地区」に指定したことに伴い、周辺の環境美化を図るため、路上喫煙禁止・ばい捨て禁止、受動喫煙防止、歩道上の駐輪防止などを、市民等に対して啓発する業務および、ばい捨てされたごみの収集業務を行うにあたり、委託事業者を公募します。

2. 業務名

令和4年度 阪急神戸三宮駅周辺地域の環境美化・受動喫煙防止啓発及び清掃業務

3. 委託期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

4. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

5. 参加者の資格要件（資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする）

次に掲げる条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 参加申込書の提出時点で、「神戸市競争入札参加資格」があり警備業務で登録を行っており、見積書提出時点で指名停止の措置を受けていない者。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている事業者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (5) 国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び神戸市税を滞納又は未申告している事業者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている事業者でないこと。
- (7) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。
- (8) 神戸市内に本社もしくは支店等を有し、神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせが出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。

6. 委託候補先の選定スケジュール（予定）

内 容	時 期
公募要領の配布期限	令和4年2月10日（木）17時まで
参加申込書、質問書の提出期限	令和4年2月10日（木）17時まで（必着）
質問書への回答	令和4年2月18日（金）までに回答
見積書受付期間	令和4年2月25日（金）17時までに郵送又は持参
委託候補者の決定通知	令和4年3月4日（金）までに通知

※受付時間は土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く8時45分～17時30分（12時から13時までを除く）

7. 公募要領の配布

（1） 配布期間：令和4年1月21日（金）から令和4年2月10日（木）まで

（2） 配布場所：市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a36643/press/504923615533.html>

8. 参加申込書の提出

公募に参加しようとする者は、令和4年2月10日（木）17時までに、参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、その他の書類（下記②～④）を揃えて、神戸市環境局環境政策課へ持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

提出書類は下記のとおり①～④

①見積もり合わせ参加申込書（様式第1号）：1部

②申請者の概要説明書（パンフレット、定款、組織図等。様式は自由）：1部

③申請者の直近年度の事業報告・事業計画書（様式は自由）：1部

④申請者の直近年度の決算書・予算書（様式は自由）：1部

9. 質問書の受付及び回答

（1） 公募要領及び仕様書に関する質問は、令和4年2月10日（木）17時までに、神戸市環境局環境政策課へ質問書（様式第2号）を持参、郵送又は電子メール（chiikikankyo@office.city.kobe.lg.jp）のいずれかの方法により提出すること。なお、面会又は電話による質問は受付しない。

（持参の場合、土・日・祝日を除く。また、時間は12時から13時までを除く）

（2） 質問書への回答は、令和4年2月18日（金）までに電子メールにて全参加申請者に送付する。

（3） なお、質問書への回答を以て、本公募要領及び仕様書の補完とする。

10. 見積書の提出

（1） 見積書は人件費、物件費、被服費、その他諸経費の内訳を明記する。

(2) 見積書は、持参又は郵送により提出してください。電子メールでの提出は受け付けません。

提出期間：令和4年2月25日（金）17時まで

提出場所：神戸市環境局環境政策課

11. 委託候補者の決定

- (1) 見積合せを実施し、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を委託候補者とします。（入札会は実施しません）
- (2) 見積合せにおいて、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者が2者以上いた場合は、くじによる抽選を行い、最低価格の見積書を提出した者の中から委託候補者を決定します。（くじ引きの日時、方法等については、対象者に対してあらためて通知します）
- (3) 見積合せにおいて、予定価格の制限の範囲内の見積りした者がいない場合は、見積合せで金額の低かった者から順番に減価交渉を行うことがあります。
- (4) 委託候補者が決定した場合は、見積り合わせに参加したすべての者に対して通知を行います。

12. 応募書類の無効

以下のいずれかに該当する応募書類は無効とする。

- (1) 応募書類中に、所定の箇所に記名がないとき。
- (2) 応募書類中に、神戸市の指定した内容が記されていないとき。
- (3) 1事業者で応募書類を2通以上提出したとき。
- (4) 応募条件を満たさない者が応募書類を提出したとき。
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、当該公募要領において特に指定した事項に違反したとき。

13. その他

- (1) 本業務については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を市と締結する。なお、特に個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) 応募書類の提出に係るすべての費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
なお、神戸市は必要な範囲において、提出書類を複写する場合がある。
- (4) 提出書類は、候補者の選定後は、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象となります。
- (5) 契約相手方となった者が、神戸市委託契約約款第31条第1項及び第3項の各号に定める事由（談合その他の不正行為）に該当した場合、市長は同条の規定に基づき、違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。
- (6) 本業務に係る令和4年度一般会計予算が成立しない場合は、この契約を締結しないことがあります。

◆問合せ・書類等送付先

神戸市環境局環境政策課 今泉・渡部

所在地：〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5

(三宮プラザ EAST 3階)

電話：078-595-6091 FAX：078-595-6244

電子メール：chiikikankyo@office.city.kobe.lg.jp

受付時間：午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分まで